

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

| 整理番号 | 部 | 課 | 係 | 処分区分 (申請/不利益) | 処分の概要 | 根拠区分 (法令/例規) | 法令/例規名称 | 根拠条項 | 備考 |
|------|-----|-------|---------|------------------|--------------------------|-----------------|----------------------|------|----|
| 1 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 申請 | 公民館の使用の許可 | 例規 | 上天草市公民館条例 | 第6条 | |
| 2 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 申請 | 公民館の使用料の減免 | 例規 | 上天草市公民館条例 | 第9条 | |
| 3 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 申請 | 龍ヶ岳地区集会所等の使用の許可 | 例規 | 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例 | 第3条 | |
| 4 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 申請 | 龍ヶ岳地区集会所等の使用料の減免 | 例規 | 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例 | 第5条 | |
| 5 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 申請 | 大矢野自然休養村管理センターの使用の許可 | 例規 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例 | 第6条 | |
| 6 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 申請 | 大矢野自然休養村管理センターの使用料の減免 | 例規 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例 | 第11条 | |
| 7 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 申請 | 学校施設の使用許可 | 例規 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例 | 第3条 | |
| 8 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 申請 | 学校施設使用料の減免 | 例規 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例 | 第5条 | |
| 9 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 申請 | 学校施設使用料の還付 | 例規 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例 | 第6条 | |
| 10 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 申請 | 大矢野総合スポーツ公園の使用の許可 | 例規 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例 | 第7条 | |
| 11 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 申請 | 大矢野総合スポーツ公園の使用料の減免 | 例規 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例 | 第11条 | |
| 12 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 申請 | 松島総合運動公園の使用の許可 | 例規 | 上天草市松島総合運動公園条例 | 第7条 | |
| 13 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 申請 | 松島総合運動公園の使用料の減免申請 | 例規 | 上天草市松島総合運動公園条例 | 第11条 | |
| 14 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 申請 | 体育施設の使用の許可 | 例規 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例 | 第3条 | |
| 15 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 申請 | 体育施設の使用料の減免 | 例規 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例 | 第7条 | |
| 16 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 申請 | 体育施設の使用料の還付 | 例規 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例 | 第8条 | |
| 17 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 不利益 | 公民館の使用許可の取消し等 | 例規 | 上天草市公民館条例 | 第7条 | |
| 18 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 不利益 | 公民館の使用料の徴収 | 例規 | 上天草市公民館条例 | 第8条 | |
| 19 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 不利益 | 龍ヶ岳地区集会所等の使用料の徴収 | 例規 | 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例 | 第5条 | |
| 20 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 不利益 | 大矢野自然休養村管理センターの使用許可の取消し等 | 例規 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例 | 第9条 | |
| 21 | 教育部 | 社会教育課 | 生涯学習係 | 不利益 | 大矢野自然休養村管理センターの使用料の徴収 | 例規 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例 | 第10条 | |
| 22 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 不利益 | 学校施設の使用料の徴収 | 例規 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例 | 第4条 | |
| 23 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 不利益 | 学校施設の使用許可の取消し等 | 例規 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例 | 第7条 | |
| 24 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 不利益 | 大矢野総合スポーツ公園の使用許可の取消し | 例規 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例 | 第9条 | |
| 25 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 不利益 | 大矢野総合スポーツ公園の使用料の徴収 | 例規 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例 | 第10条 | |
| 26 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 不利益 | 松島総合運動公園の使用許可の取消し等 | 例規 | 上天草市松島総合運動公園条例 | 第9条 | |
| 27 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 不利益 | 松島総合運動公園の使用料の徴収 | 例規 | 上天草市松島総合運動公園条例 | 第10条 | |
| 28 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 不利益 | 体育施設の使用料の徴収 | 例規 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例 | 第6条 | |
| 29 | 教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進係 | 不利益 | 体育施設の使用許可の取消し等 | 例規 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例 | 第9条 | |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 公民館の使用の許可 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市公民館条例第6条 |
| 基準規定 | 上天草市公民館条例第6条第2項 |
| 審査基準 | <p>(使用の許可) 第6条 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、必要に応じて条件又は制限を付することができる。 ○別途定めた基準 教育委員会は、上天草市公民館条例第6項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公民館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 公民館の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。 (4) その他使用させることが公民館の管理上支障があると認められるとき。 |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 公民館の使用料の減免 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市公民館条例第9条 |
| 基準規定 | 上天草市公民館条例第9条 |
| 審査基準 | <p>(使用料の減免) 第9条 市長は、公益上必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|--|
| 許認可等の名称 | 龍ヶ岳地区集会所等の使用の許可 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例第3条 |
| 基準規定 | 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例第4条 |
| 審査基準 | <p>(使用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地区集会所等の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風俗、秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(4) 地区集会所等の建物並びに附帯施設を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(6) その他市長が必要と認めるとき。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 龍ヶ岳地区集会所等の使用料の減免 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例第5条 |
| 基準規定 | 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例第5条 |
| 審査基準 | (使用料) 第5条 地区集会所等の使用料は、1時間当たり200円とする。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を減免することができる。 |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 大矢野自然休養村管理センターの使用の許可 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例第6条 |
| 基準規定 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例第7条、第8条 |
| 審査基準 | <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 社会の秩序を乱し、又は公益風俗等を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 管理センターの施設又は設備を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) その他、管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(目的外使用又は権利譲渡の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、管理センターを許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|--|
| 許認可等の名称 | 大矢野自然休養村管理センターの使用料の減免 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例第11条 |
| 基準規定 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例第11条 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例施行規則第7条 |
| 審査基準 | <p>上天草市大矢野自然休養村管理センター条例 (使用料の減免) 第11条 公益上その他の理由により市長が相当と認めるときは、前条の使用料を減免することができる。</p> <p>上天草市大矢野自然休養村管理センター条例施行規則 (使用料の減免) 第7条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 (1) 市が行う会議及び行事に使用する場合 100分の100 (2) その他市長が特に必要と認めた場合 市長がその都度定める。 (3) 使用者が使用の3日前までに使用の申込みを取り消したとき 100分の80</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|--|
| 許認可等の名称 | 学校施設の使用の許可 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例第3条 |
| 基準規定 | |
| 審査基準 | <p>○別途定めた基準</p> <p>教育委員会は、上天草市立学校施設の使用に関する条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。</p> <p>(1)学校施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)学校施設の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4)その他使用させることが学校施設の管理上支障があると認められるとき。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 学校施設の使用料の減免 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例第5条 |
| 基準規定 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例第5条 |
| 審査基準 | <p>(使用料の減免) 第5条 教育委員会が公益上必要と認めた場合は、前条の使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 学校施設の使用料の還付 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例第6条 |
| 基準規定 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例施行規則第6条 |
| 審査基準 | <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により、既納の料金を還付する場合は、次に該当するときとする。</p> <p>(1) 天候その他不可抗力な理由により、使用できなかったとき。</p> <p>(2) 第4条第3号により、使用を取り消したとき。</p> <p>2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする代表者は、使用しないこととなった日以降10日以内に、使用料還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> |
| 標準処理期間 | 14日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 大矢野総合スポーツ公園の使用の許可 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例第7条 |
| 基準規定 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例第8条 |
| 審査基準 | <p>(使用の許可の基準)</p> <p>第8条 教育委員会は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。</p> <p>(1) スポーツ公園における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) スポーツ公園の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他使用させることがスポーツ公園の管理上支障があると認められるとき。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 大矢野総合スポーツ公園の使用料の減免 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例第11条 |
| 基準規定 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例第11条 |
| 審査基準 | <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、必要があると認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 松島総合運動公園の使用の許可 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市松島総合運動公園条例第7条 |
| 基準規定 | 上天草市松島総合運動公園条例第8条 |
| 審査基準 | <p>(使用の許可の基準)</p> <p>第8条 教育委員会は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。</p> <p>(1) 総合運動公園における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 総合運動公園の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他使用させることが総合運動公園の管理上支障があると認められるとき。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 松島総合運動公園の使用料の減免 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市松島総合運動公園条例第11条 |
| 基準規定 | 上天草市松島総合運動公園条例第11条 |
| 審査基準 | <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、必要があると認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|--|
| 許認可等の名称 | 体育施設の使用の許可 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例第3条 |
| 基準規定 | |
| 審査基準 | <p>○別途定めた基準</p> <p>教育委員会は、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。</p> <p>(1)体育施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)体育施設の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4)その他使用させることが体育施設の管理上支障があると認められるとき。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|--|
| 許認可等の名称 | 体育施設の使用料の減免 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例第7条 |
| 基準規定 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例第7条 |
| 審査基準 | <p>(使用料の減免) 第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

審査基準/標準処理期間

| | |
|---------|---|
| 許認可等の名称 | 体育施設の使用料の還付 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例第8条 |
| 基準規定 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例第8条 |
| 審査基準 | <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、使用料の一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない理由により使用することができなかつたとき。</p> <p>(2) 使用者が使用の前日までに使用の取消し、又は許可事項の変更を申し出たとき。</p> <p>(3) 教育委員会が管理又は運営上の必要により使用の許可を取り消したとき。</p> |
| 標準処理期間 | 14日 |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|---|
| 不利益処分の名称 | 公民館の使用許可の取消し等 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市公民館条例第7条 |
| 基準規定 | 上天草市公民館条例第7条 |
| 処分基準 | <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会の規則に違反したとき。</p> <p>(2) 社会教育法第23条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたととき。</p> <p>(5) 公益上必要があるとき。</p> <p>(6) その他管理上必要があるとき。</p> <p>2 使用の許可の取消しによって生じた損害については、教育委員会はその責めを負わない。</p> |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|--|
| 不利益処分の名称 | 公民館の使用料の徴収 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市公民館条例第8条 |
| 基準規定 | 上天草市公民館条例第8条 |
| 処分基準 | <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、公民館活動以外の目的で公民館を使用したときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納とする。</p> |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|--|
| 不利益処分の名称 | 龍ヶ岳地区集会所等の使用料の徴収 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例第5条 |
| 基準規定 | 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例第5条 |
| 処分基準 | <p>(使用料)</p> <p>第5条 地区集会所等の使用料は、1時間当たり200円とする。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p> |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|--|
| 不利益処分の名称 | 大矢野自然休養村管理センターの使用許可の取消し等 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例第9条 |
| 基準規定 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例第9条 |
| 処分基準 | <p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に係る条件を変更し、又は当該使用を停止することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他管理上特に必要があるとき。</p> <p>2 使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市はその補償の責を負わない。</p> |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|--|
| 不利益処分の名称 | 大矢野自然休養村管理センターの使用料の徴収 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例第10条 |
| 基準規定 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例第10条 |
| 処分基準 | <p>(使用料)</p> <p>第10条 市長が管理センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から、その使用方法の区分に従い、別表に定める額を使用料として徴収する。</p> <p>2 使用料は、使用を許可する際に徴収する。ただし、設備器具等の使用については、使用后精算のうえ、徴収する。</p> |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|---|
| 不利益処分の名称 | 学校施設の使用料の徴収 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例第4条 |
| 基準規定 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例第4条 |
| 処分基準 | <p>(使用料)</p> <p>第4条 学校施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けたとき、別表に規定する使用料を納めなければならない。</p> |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|--|
| 不利益処分の名称 | 学校施設の使用許可の取消し等 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例第7条 |
| 基準規定 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例第7条 |
| 処分基準 | <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその使用の許可を取り消し、又はその使用の停止、その行為の停止若しくは学校施設から退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公務のために必要があるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(4) 使用者が、この条例に基づく許可の条件に違反したとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。</p> |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|---|
| 不利益処分の名称 | 大矢野総合スポーツ公園の使用許可の取消し |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例第9条 |
| 基準規定 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例第9条 |
| 処分基準 | (許可の取消し等) 第9条 教育委員会は、第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。 |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|---|
| 不利益処分の名称 | 大矢野総合スポーツ公園の使用料の徴収 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例第10条 |
| 基準規定 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例第10条 |
| 処分基準 | (使用料) 第10条 スポーツ公園の使用料は、別表に定めるとおりとする。 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|---|
| 不利益処分の名称 | 松島総合運動公園の使用許可の取消し等 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市松島総合運動公園条例第9条 |
| 基準規定 | 上天草市松島総合運動公園条例第9条 |
| 処分基準 | (許可の取消し等) 第9条 教育委員会は、第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。 |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|---|
| 不利益処分の名称 | 松島総合運動公園の使用料の徴収 |
| 処分権者 | 市長 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市松島総合運動公園条例第10条 |
| 基準規定 | 上天草市松島総合運動公園条例第10条 |
| 処分基準 | (使用料) 第10条 スポーツ公園の使用料は、別表に定めるとおりとする。 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|--|
| 不利益処分の名称 | 体育施設設置の使用料の徴収 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例第6条 |
| 基準規定 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例第6条 |
| 処分基準 | <p>(使用料)</p> <p>第6条 体育施設の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 使用料は、使用許可の際納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。</p> |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:教育部社会教育課

処分基準/聴聞・弁明手続

| | |
|----------|--|
| 不利益処分の名称 | 体育施設の使用許可の取消し等 |
| 処分権者 | 教育委員会 |
| 根拠区分 | 例規 |
| 根拠規定 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例第9条 |
| 基準規定 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例第9条 |
| 処分基準 | <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可条件を変更し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用許可の条件に違反する行為があったとき。</p> <p>(2) 詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他管理、運営上教育委員会が特に必要があると認めたとき。</p> |
| 聴聞・弁明手続 | 適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項) |
| 更新日 | 平成29年3月23日 |